

平成 20 年 3 月 10 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに  
貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正案に  
対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 本実務指針（案）について

本実務指針（案）で指摘された事項は自己査定に関する見解の相違や定性  
判断に関するものなども含まれることから、これらの事項が直ちに財務報告  
に係る内部統制に関する問題点となるわけではないことを明示していただき  
たい。

### 2. 「Ⅱ 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査の留意事項」

#### (1) 「2. 後発事象への対応上の留意事項」について

「日常的な金銭債権の回収不能の発生が不可避であり、それを前提とした  
業務を行っている銀行等金融機関においては、このような債権の回収不能の  
発生が貸倒引当金の計上に当たって予想した将来見込みの予想の範囲にほぼ  
収まっていると合理的に見込まれる場合など、貸出債権全体としては十分な  
貸倒引当金が計上されていると認められる場合もある」との記載があるが、  
その場合における後発事象の取扱いについても、具体的に記載していただき  
たい。

(理由)

上記の場合は、修正後発事象としての取扱いは不要であるとの理解である  
が、この点につき明確にすることが適当であると考えます。

#### (2) 「3. 内部統制の監査を実施するに当たっての対応」について

記載内容を考慮し、表題については、「財務報告に係る内部統制の監査を  
実施するに当たっての対応」とすることが適当であると考えます。

(理由)

記載内容からは「財務報告に係る内部統制」に関する記述と理解できるため、表題もこれに沿ったものとするのが適当であると考えます。

また、先に公開草案として公表された「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」や金融庁から公表された「内部統制報告制度に関するQ&A」の〔問4〕において、銀行業における評価対象業務プロセスに関する留意事項が盛り込まれていることから、あえて本実務指針（案）において触れる必要性は低いと考えられる。このため、本項目については、削除することも含めて検討いただきたい。

なお、本項目を削除しない場合でも、勘定科目に至る業務プロセスが拡大解釈されることが懸念されることから、「一般に、これに関連する業務プロセスについては、個別に評価対象に追加することが必要になる」の記載については、「これに関連する」との文言を削除すべきであると考えます。

(3) 「4. 検査当局の検査結果の把握と監査実施上の対応」について

①金融検査と財務報告に係る内部統制との関係について

「金融検査と会計監査はその目的等が異なる」との記載があるが、これとの関係で、金融検査上の指摘事項が直ちに財務報告に係る内部統制に関する問題点となるわけではないことを明示していただきたい。

②金融検査の決算への反映について

金融検査の結果の反映についての記載は、「金融検査後の決算（中間決算を含む。）に反映」とすることが適当であると考えます。

(理由)

金融検査は立入検査実施前の一定時点を基準日として実施される。このため、基準日と決算日及び検査結果確定の時期等の関係は、個々の検査事例において事情が異なることが想定される。この点を考慮すると「金融検査後」とすることが適当であると考えます。

3. 「Ⅲ 重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たっての留意事項」

最終パラグラフの「なお」以下において「内部統制のデザインを評価」との記載があるが、ここでの「内部統制」の指すところを明確にしてください。

(理由)

当該箇所を含め、本実務指針（案）においては、広義の内部統制（業務の適正、法令遵守等）を指すのか、それとも狭義の内部統制（財務報告に係る内部統制）を指しているのかが明確ではないと思われる。

よって、「財務報告に係る内部統制」を指す場合には、その旨をそれぞれ明記することが望ましいと考えます。

#### 4. 「IV 内部統制の有効性の評価に当たっての留意事項」

「(5) ITの整備状況に関する留意事項」における「ITが高度に利用されている場合には、ITの専門家を積極的に活用し、全般統制や業務処理統制の評価を実施する。」との記載に関し、下線部の前に「ITに係る」との文言を追加すべきである。

(理由)

当該記載は、ITに関連する記載であることから、この点を明確にすることが適当であると考えられる。

よって、「ITが高度に利用されている場合には、ITの専門家を積極的に活用し、ITに係る全般統制や業務処理統制の評価を実施する。」との記載とすることが適当であるとする。

以 上